

(衆)決算行政監視委員会「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議へのフォローアップ決議」(労災診療費のレセプト審査事務の業務改善等)への対応について

1 対応の必要性

衆・決算行政監視委員会による決議（平成24年9月7日）（参考4-1）がなされ、労災診療費のレセプト審査事務に関する業務改善等の具体策について、「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」を再開するなどして検討することを求められているもの。

※平成23年12月8日 衆議院決算行政監視委員会の決議

「労災診療費のレセプト審査事務の社会保険診療報酬支払基金への委託についても検討を進めるべきである。」

※平成24年6月1日 労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会報告書公表

「支払基金等に労災レセプトの審査を委託するより、国が直接一括して審査する現行の方式の方が妥当であると考えられる。」

※平成24年6月13日 衆議院決算行政監視委員会へ報告

「国が直接一括して審査する現在の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の縮減に努めていく。」（厚生労働大臣）

2 決議を踏まえた取組

昨年12月から上記検討会を再開し、4回にわたって労災診療費のレセプト審査事務に関する業務改善等の具体策について検討を行い、3月15日に報告書を公表した。

報告書では、以下のとおりまとめられた。

労災診療費のレセプト審査事務において、次の業務改善を行うことにより、診療費審査精度の維持・向上が図られ、併せて診療費審査における業務処理時間の短縮及び事務室借料の削減が可能となり、人件費を含め経費の削減が図られることになると考える。

- ① 電子レセプト請求の計画的な普及促進を図り労災レセプト電算処理システムを活用すること
- ② 「療養の費用」 請求書の労働局での点検一元化を推進すること
- ③ 労災保険指定医療機関の拡大に取り組むこと
- ④ 審査担当職員の専門性の向上を図ること
- ⑤ 事務室の場所的な効率化を図ること

（なお、詳細は、参考4-2の報告書（概要）、参考4-3の報告書を参照。）

3 今後の対応

上記検討会の報告書を踏まえて、順次、業務改善を図っていくこととしている。